

改正 1988年6月16日
1990年8月28日
1996年7月 9日
1999年6月 2日
2003年7月28日

財団法人 緑の地球防衛基金

寄 附 行 為

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人 緑の地球防衛基金(以下「基金」という)と称する。

(事務所)

第 2 条 基金は、事務所を東京都中央区新川2丁目6番16号に置く。

(目的)

第 3 条 基金は、わが国をふくめ地球上の緑及び緑に依存して生息する野生動物を適正に保護するため、調査研究及び技術開発を行うとともに、その成果を基に国際的技術援助、交流等を図り、もって国際的視野から自然と調和する健全な社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 基金は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 熱帯林の保護及びそれに依存して生息する野生動物の保護に関する調査研究及びその推進のための助成並びに技術開発及び技術援助に関すること。
- 二 砂漠緑化及び土壌流出防止に関する調査研究、その推進のための助成並びに技術の開発及び援助に関すること。
- 三 環境保全に関する国際シンポジウム、セミナー等を開催すること。
- 四 基金の目的達成に資する大学、研究所等学術団体に対する助成を行うこと。
- 五 基金の目的普及に資する刊行物の作成頒布、講演会、講習会の実施等の広報活動を行うこと。
- 六 その他基金の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 基金の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 別紙財産目録に掲げる財産
- 二 財産から生じる果実
- 三 寄附金、助成金及び補助金
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(財産の区分)

第 6 条 基金の財産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち基金設立に際して基本財産として記載された財産及び理事会の議決により基本財産に組み入れられた財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金であって、寄附者の指定するものは、その指定に従い、基本財産又は運用財産に区分するものとする。

(財産の管理)

第 7 条 基金の財産は、会長が管理し、その管理方法は理事会において定める。

2 基金の財産中、現金は、郵便官署その他確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債証券若しくは確実な有価証券を買い入れ保管するものとする。ただし、理事会の議決を経て、基金の目的に必要な不動産を買い入れることができる。

3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、基金の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の 2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣、農林水産大臣及び環境大臣(以下「主務大臣」という。)の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 8 条 基金の事業に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 基金の事業計画及び収支予算は、会長が編成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算)

第 11条 基金の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表は、会長が毎事業年度終了後2か月以内に作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、当該事業年度終了後3か月以内に主務官庁に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(特別会計)

第12条 基金は、委託事業を行うため、又はその他の事由により、必要あるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 基金の特別会計は、収支予算書及び収支計算書算上明確に区分して計上しなければならない。

(長期借入金)

第13条 基金が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、基金が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ主務官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役員等

(役員の種類)

第16条 基金は次の役員を置く。

- 一 理事 10名以上15名以内

二 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長、3名以内を常任理事とする。

(役員を選出等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選出する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会において互選する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1以下とする。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、異動後2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(役員職務)

第18条 会長は基金を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が定める順位により、会長に事故あるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 常任理事は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の日常的業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、基金の業務に関し審議決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は、他の役員の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を続行する。

(役員解任)

第20条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

一 心身の故障のため、職務の執行に絶えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員)

第22条 基金に評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

3 評議員については、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合について、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を構成して、この寄附行為に定める職務を行う。

(名誉顧問及び顧問)

第24条 基金に、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、学識経験者の中から理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

3 名誉顧問及び顧問は、基金の事業について、理事会に助言を与えることができる。

第4章 会議

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第26条 会長は、年2回定例理事会を招集する。

2 会長は、必要あると認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的である事項を示した書面による請求があったときは、臨時理事会を招集するものとする。

3 会長は、理事会を招集するときは、少なくとも開催日の1週間前までに、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記した書面をもって、各理事に通告しなければならない。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、基金の業務に関する重要事項について審議決定する。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に特別の定めがある場合を除き出席理事の過半数の同意で決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 評議員会は、この寄附行為に規定する事項及び理事会で評議員会の意見を聞く必要があると認められた事項を審議し、又は必要に応じて会長に意見を述べることができる。

4 評議員会の議長は、評議員会で互選する。

5 評議員会には、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合について、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(書面による議決権の行使等)

第32条 理事会及び評議員会については、書面をもって出席及びあらかじめ通知された事項に関する議決権の行使をすることができる。ただし、この場合には、書面が会日の前日までに基金に到着しないときには無効とする。

(議事録)

第33条 理事会及び評議員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及びその理事会において選任された出席者2名以上が署名押印する。

一 会議の目的である事項及びその内容

二 会議の日時および場所

三 理事又は評議員の現在数

四 会議に出席した理事又は評議員の氏名(書面評決者にあつては、その旨付記すること)

五 議事の概要及びその結果

六 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 事務局

(事務局)

第34条 基金に、事務を処理するため事務局を置き、職員を置く。

2 職員は有給とする。

3 事務局及び職員についての必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(寄附行為その他の資料の備え付け及び閲覧)

第35条 事務所には、常に次に掲げる資料を備えておかなければならない。

一 寄附行為

二 役員名簿

三 事業報告書

四 収支計算書

五 正味財産増減計算書

六 貸借対照表

七 財産目録

八 事業計画書

九 収支予算書

十 役員の履歴書並びに職員の名簿及び履歴書

十一 その他必要な資料

2 前項第一号から第九号までの資料については、原則として、一般の閲覧に供し
なければならない。

第 6 章 委員会

(委員会)

第36条 基金の業務遂行を円滑に行うため、会長は理事会の同意を得て、委員会を
置くことができる。

2 委員会は、会長の委嘱する事項について調査研究するほか、必要に応じて会長
に意見を述べることができる。

(委員の委嘱等)

第37条 委員会の委員は、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。

2 委員長は委員の互選によって決定する。

3 委員会の委員について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定め
る。

第 7 章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 基金の目的に賛同し、事業の後援を行う者は、賛助会員とする。

2 賛助会員は、次のとおりとする。

一 団体会員

ア 都道府県、市町村等の地方公共団体

イ 事業団体

二 個人会員

3 賛助会員は、無料又は実費をもって刊行物の配布を受けるとともに、基金の施設を利用し、基金が主催する講演会等に出席することができる。

(入会及び退会)

第39条 賛助会員は、基金が別に定めるところにより、理事会の推薦により賛助会員となることができる。

2 退会しようとするときは、基金に届け出なければならない。

第 8 章 寄附行為の変更等

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為の変更は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(基金の解散)

第41条 基金は、民法第 68 条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第42条 基金が解散する場合において残余財産のあるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ主務官庁の許可を受けて、基金と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 9 章 補則

第43条 この寄附行為の施行に対し必要な規則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

2 この寄附行為は、基金の設立許可のあった日(昭和 58 年 3 月 31 日)から施行する。

3 基金の当初の役員は、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

会長 大石 武一

副会長 大友 よふ、河野 洋平、沼田 真

常任理事 岩垂寿喜男、都留 重人、山下 静一

理事 江戸 英雄、大井 道夫、木原 啓吉、鯨岡 兵輔、神足 勝浩、古賀 忠道、小林 直樹、酒井 憲一、田中 文雄、長 智男、筒井 迪夫、堤 義明、中林 貞男、中山 素平、花岡 堅而、藤波 孝生、宮脇 昭

監事 猪野 壘、小平 芳平、柴田 徳衛

4 前項の役員の任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、基金設立当初の理事会の開催日までとする。

5 基金設立当初の事業年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立の日から昭和 58 年 3 月 31 日までとし、

当該事業年度における事業計画及び収支予算は、第 9 条の規定にかかわらず、別紙のものとする。

附則

1 この寄附行為の改正規定は平成 11 年 7 月 1 日から施行する。